

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月11日
【会社名】	株式会社ヘリオス
【英訳名】	HEALIOS K.K.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長CEO 鍵本 忠尚
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【電話番号】	03-5777-8308
【事務連絡者氏名】	執行役CMO 管理領域管掌 澤田 昌典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【電話番号】	03-5777-8308
【事務連絡者氏名】	執行役CMO 管理領域管掌 澤田 昌典
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 その他の者に対する割当 4,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年7月11日付で臨時報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、2019年7月10日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第三部 参照情報 第1 参照書類」及びそれに関連する事項に訂正すべき事項が生じたため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 海外募集による新株式の発行について

<訂正前>

当社は、当社取締役会決議による委任に基づき、2019年7月10日開催の執行役会において、当社普通株式 2,800,000株(上限) について、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除きます。)における募集による新株式(以下「本新株式」といいます。)の発行を決議しております。詳細につきましては、2019年7月10日提出の臨時報告書をご参照ください。また、本新株式の発行に係る払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)並びに株式数(引受人の追加的な買取引受けの対象株式分)は、2019年7月10日(水)から2019年7月11日(木)までのいずれかの日(以下「条件決定日」といいます。)に決定いたします。

<訂正後>

当社は、当社取締役会決議による委任に基づき、2019年7月10日開催の執行役会において、当社普通株式 1,948,100株 について、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除きます。)における募集による新株式(以下「本新株式」といいます。)の発行を決議しております。詳細につきましては、2019年7月10日提出の臨時報告書及び2019年7月11日提出の臨時報告書の訂正報告書をご参照ください。

2 2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行について

<訂正前>

当社は、当社取締役会決議による委任に基づき、2019年7月10日開催の執行役会において、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除きます。)における募集による2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本ユーロ円建新株予約権付社債」といいます。)の発行を決議しております。詳細につきましては、2019年7月10日提出の臨時報告書をご参照ください。また、本ユーロ円建新株予約権付社債の発行に係る当初転換価額、下限修正価額の転換価額に対する割合及び幹事引受会社の追加的な買取引受けの対象となる本ユーロ円建新株予約権付社債の社債部分の額面金額は、条件決定日に決定いたします。

<訂正後>

当社は、当社取締役会決議による委任に基づき、2019年7月10日開催の執行役会において、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除きます。)における募集による2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本ユーロ円建新株予約権付社債」といいます。)の発行を決議しております。詳細につきましては、2019年7月10日提出の臨時報告書及び2019年7月11日提出の臨時報告書の訂正報告書をご参照ください。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

<訂正前>

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）2019年3月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第9期第1四半期（自2019年1月1日 至2019年3月31日）2019年5月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年7月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年3月28日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年7月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年7月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2019年7月10日に関東財務局長に提出

<訂正後>

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）2019年3月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第9期第1四半期（自2019年1月1日 至2019年3月31日）2019年5月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年7月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年3月28日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年7月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年7月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2019年7月10日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記5の臨時報告書の訂正報告書）を2019年7月11日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

<訂正前>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日（2019年7月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日（2019年7月10日）現在において変更の必要はないと判断しております。

<訂正後>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書の訂正届出書提出日（2019年7月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書の訂正届出書提出日（2019年7月11日）現在において変更の必要はないと判断しております。